

介護保険特別会計繰出金

1. 介護保険特別会計への繰出し

介護保険は、高齢化の進展に伴い、要介護高齢者の増加、介護期間の長期化など介護ニーズが増大する一方で、核家族化の進行や介護する家族の高齢化など要介護高齢者を支えてきた家族をめぐる状況の変化に対応するため、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして創設された。

この介護保険制度は、各市町村が保険者となる仕組みであるが、その主な財源として、被保険者からの保険料、国庫支出金、府支出金、一般会計からの繰入金などが挙げられる。当該事業からは、介護保険特別会計*繰出金として、介護保険事務に従事する職員給与等及びその事務の執行に要する経費、介護給付費に係るもの、介護予防事業や包括的支援事業及び任意事業に係るものなどについてその所要額の繰出しを行った。

※ 介護保険特別会計

…介護保険事業の収支を経理するために設けられた特別会計。介護保険料、国及び府の支出金、市の一般会計からの繰入金を主な歳入とし、介護給付費（介護サービス費の保険負担分）を主な歳出とする。

2. 介護保険特別会計繰出金の算出方法

（単位：千円）

区 分	H 2 7	H 2 6
＜職員給与費等分＞		
督促手数料など（A）	5, 4 2 2	8, 3 4 8
賦課徴収人件費など（B）	1 6 6, 9 7 3	1 6 8, 1 7 5
①（B）－（A）	1 6 1, 5 5 1	1 5 9, 8 2 7
＜介護認定審査会等事業分＞		
歳入（C）	0	0
介護認定審査会事業など（D）	9 4, 3 7 5	9 9, 2 5 5
②（D）－（C）	9 4, 3 7 5	9 9, 2 5 5
＜介護給付費分＞		
不正利得徴収金（E）	4 5 6	2 5
介護給付費（F）	8, 6 3 2, 1 0 8	8, 5 1 5, 7 3 7
③（（F）－（E））×12.5%	1, 0 7 8, 9 5 7	1, 0 6 4, 4 6 4
＜地域支援事業（介護予防）分＞		
高齢者介護予防事業など（G）	3 5, 2 9 1	3 1, 8 9 4
④（G）×12.5%	4, 4 1 1	3, 9 8 7
＜地域支援事業（包括的支援・任意事業）分＞		
地域包括支援センター運営事業等（H）	1 0 0, 8 8 9	8 1, 7 6 2
家族介護支援事業（I）	3, 5 0 3	2, 4 4 9
地域高齢者支援事業（J）	7, 8 0 8	9, 6 6 8
介護保険任意事業（K）	7, 6 0 5	
⑤（（H）＋（I）＋（J）＋（K））×19.5%	2 3, 3 6 2	1 8, 5 4 1
＜前年度分繰入金精算額＞		
⑥	▲1 8	4 1
＜介護保険特別会計繰出金＞		
① ＋ ② ＋ ③ ＋ ④ ＋ ⑤ ＋ ⑥	1, 3 6 2, 6 3 8	1, 3 4 6, 1 1 5